

時代の変遷を視野に入れて 「議会改革」は永遠のテーマ

時代の変遷にともない「どうすれば議会が住民との合意形成をはかり実効性のある議会活動ができるか」―この課題を考えるべく、二〇〇九（平成二一）年三月全議員による議会改革の勉強会がスタートした。議会改革・活性化等調査特別委員会を設置し、町民との意見交換を重ね、鹿追町議会のあるべき姿を「住民参加型の開かれた、親しまれる、わかりやすい議会」と定義づけた。

住民との意思疎通がはかられているか、住民がまちづくりに参加しやすい環境か等、さまざまな視点で議論し、これらを達成するための仕組みとして、二〇一〇年三月に議会基本条例を制定し、翌年五月から全面施行した。

そのなかで、住民参加と連携の活動を積極的にいうとし、「まちなか会議」と称した、懇談会、議会報告会、意見交換会、出前委員会を団体等からの呼びかけに対応し、幅広い住民との対話を実践してきた。議会活動は待っているのではなく、積極的に出向くことを主に取り組んできた。

最近では、町内に一一団体ある老人会との懇談会を行った。老人会の例会に三人の議員がそれぞれ出向き、各老人会からは約二〇〜三〇人の参加があった。少人数の議員、話しやすい雰囲気な

か、活発な意見交換をすることができ、一定の評価を得た。この取り組みにより議員は町政全般について常に把握していることが求められ、日頃からの資質向上につながってきている。

また、条例に基づき住民で構成する鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審査会（第三者審議会）を設置している。議長の諮問に対し、定数や報酬、政務活動費等の審議を行う。

第三者審議会委員は、五人をもって組織し、任期は二年である。公募とし、申し込み理由の明記を必要としている。選挙にあたっては議会運営委員会長の意見を聴いて議長が任命を行う。

具体的な諮問は、二〇一二年には、住民参加を基本とする議会活動のシステムのあり方、二〇一四年は定数、報酬のあり方、二〇一七年には報酬について諮問しそれぞれ答申を受けた。

政務活動費は、条例制定により、議員の調査研究に必要な経費の一部を町から交付を受けている。政務活動費の用途は、透明性を一層高める必要から、第三者審議会に対し議員が直接報告し、意見を求めている。議会のホームページにも報告書、領収書を公開している。

議会の資質及び政治倫理については、議員は住

民の代表として誠実かつ公正に職務を行う必要があるとし、議会基本条例に規定し、二〇一四年、議会議員政治倫理規程を制定した。法で定められている兼職禁止よりさらに厳格なものとし、町から活動等に対する補助及び助成を受けている団体等の長及び役員に就任しないよう努めるとした。しかし、最近の議員のなり手不足の状況から、幅広い人材が議員になれる環境づくりが必要と考え、この規程の見直しを検討した。結論としては、活動力ある人は、公益的な活動にも積極的に関わり、団体等の役員も務めており、今後、多様な人材が議員として活躍できるようこの規定を除外した。

議員報酬は、前期、今期と協議を行ってきた。十勝町村議会議長会でも調査研究を行い、二〇一七年二月議員報酬（月額）十勝標準を報告した。これらをもまえ、議員報酬の引き上げは、議員活動の環境整備として必要であるとし、住民、町側に理解を求めた。二〇一八年六月定例会において、報酬月額を平均一〇・九％引き上げる条例改正が行われ、実施を次期改選の二〇一九年五月からとした。

現在、本議会では全員協議会活性化調査会において、議会活性化への体制づくりについて議論をしている。政策課題等を明確にしておくため、議員間討議を充実させ、本会議での活発な議論展開をすることにより、住民に対しその施策の理解や興味をもってもらうことにつながっていく。また、各常任委員会はその機能を十分発揮し、政策提言の一つの方法として常任委員会代表質問の導入について実現していくことが重要と考える。

へはにぶち けんじ・鹿追町議会議長